# 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。 令和3年7月26日

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官

貝 沼 諭

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名 支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 貝沼 諭
- 2 契約概要
- ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット等のデザ 契約件名 (1)イン変更及び制作の業務委託
- 契約内容 仕様書による。
- 納入期限 仕様書による。 (3)
- 参加資格、選定基準及び評価基準
- (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得 ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - ③ 令和1・2・3(平成31・32・33)年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格) 「物品の製造|又は「物品の販売|のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である
  - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ず る者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこ
- 企画提案書の特定のための評価基準 事業内容及び効果、実施主体の適格性等、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する 指標

## 手続等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁生活安全局生活安全企画課人身安全対策第一係 電話 03-3581-0141 内線3059

- (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法 令和3年8月23日 17時00分 上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。
- 、その他
- 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)
- 契約書作成の要否 要 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- 詳細は仕様書による。本公示の日から上記4(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。 (4)

ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係る パンフレット等のデザイン変更及び制作の業務委託

警察庁長官官房会計課

# 項目及び構成

- 〇 仕様書
- 〇 応募資料作成要領
- 審査基準
- 契約書(案)
- 企画競争に関するアンケート

# メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

- ○契約予定額
  - 6,200,000円(税込み)
- ○企画提案書の提出期限は、 令和3年8月23日 17時00分(必着) です。
- ○企画提案書の構成は、「応募資料作成要領」をご確認下さい。
- ○企画提案書と併せて、
  - ・「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し」
    - \*令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又は Dに格付けされている者であること。
  - 「見積書」を提出して下さい。

<u>なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付</u>してください。提出後、<u>必要に応じて内容をお聞きする場合があります</u>のでご承知願います。 宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○契約に関する照会先長官官房会計課調達係電話 03-3581-0141 内線2298メール tyotatu@npa. go. jp

○仕様に関する照会先生活安全局生活安全企画課人身安全対策第一係電話 03-3581-0141

## ○注意事項

入札を辞退される方は、別紙の「企画競争に関するアンケート」に必要事項 を記載の上、メールで送付してください。

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託 以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別 に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したとき は、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。

# 仕 様 書

## 第1 件名

ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット等のデザイン変更及び制作の業務委託

## 第2 作業内容

1 パンフレット等のデザイン変更及び制作

警察庁が保有している「生徒対象啓発用パンフレット」、「被害者対象情報リーフレット」及び「啓発リーフレット」の電子データを、当庁が示した内容に変更した上でデザインを刷新する。

- 2 広報啓発用ポスターの制作 警察庁が依頼する内容のポスターを作成する。
- 3 ポータルサイトのデザイン変更及び制作 警察庁ホームページへ掲載するポータルサイトを作成する。

# 第3 作業要領

- 1 パンフレット及びリーフレットのデザイン変更及び制作
- (1) 作業内容別添1、4、5、6のとおり
- (2) 引渡資料電子データが保存されているCD-R 1枚
- (3) 成果物電子データが保存されているCD-R 1枚
- (4) ファイル形式INDDファイル(生徒対象啓発パンフレット)AIファイル(被害者対象情報リーフレット)
- (5) 品目及び数量
  - ア 生徒対象啓発用パンフレット (12頁) 397,000部
  - イ 被害者対象情報リーフレット(4頁) 595,000部
  - ウ 啓発リーフレット (4頁) 99,000部
- (6) 作業上の留意事項
  - ア デザイン、タイトル、マンガ・アニメーションイラスト、文字イラスト、 図等は、警察庁の係員の点検を受けた後、作業に使用するものとする。
  - イ 説明文の内容等は警察庁の承認を得て決定する。
  - ウ コンテンツの変更、追加等がしやすい構成とする。
  - エ 校正については、警察庁による審査に合格するまで実施し、校了後、本刷 りを行うこと。

- 2 広報啓発用ポスターの制作
- (1) 規格及び制作部数

A 2版(縦) 片面カラー印刷 71,100部

(2) 印刷物仕様 別添7参照

(3) 構成

別添2に記載の事項を全て盛り込むこと。

GPS機器等を用いた「位置情報無承諾取得等」等を規制対象行為に追加すること等を内容とするストーカー規制法の一部を改正する法律が成立したことから、同改正内容について、ポスターを見た者が一目で分かるように強調して表現する。また、公的相談窓口があることを周知し、被害を受けた場合に、一人で悩まずに相談することを促す、印象的なデザインとする。

(4) 横版デザインの作成

前記ポスターデザイン(縦)を元に横画面の電子広報媒体に対応可能なデザイン(A2版・横)を制作し、第5中7によりデータを警察庁に提出すること。

- ※ 当該データは、都道府県警察に送付し、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体で公開するほか、使用者が別途印刷して紙媒体として配布、掲示等することを予定している。
- (5) 成果物

電子データ形式にて記憶蔵置したDVD-R 1枚

(6) その他

ユニバーサルデザインフォントを使用すること。

ポスター下欄に「警察庁・都道府県警察」のクレジットを入れること。

- 3 ポータルサイトのデザイン変更及び制作
- (1) 内容

現にストーカー被害に遭っている者が危険性を過小評価することなく被害を届け出たり、被害を受けていない者が自衛意識を高め、被害の未然防止を図れるよう、ストーカー事案をはじめとした恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案被害に係る情報を包括的に掲載し、興味を持ちやすいよう、マンガ、ダウンロードコンテンツ等も盛り込み、理解しやすく解説する内容とする。

概要及び詳細な構成等については、別添3のとおり。

(2) 撮影等の場所

制作会社において用意すること。

(3) 成果物

電子データ形式にて記憶蔵置したDVD-R 1枚

(4) 作業上の留意事項

ア デザイン、タイトル、マンガ・アニメーションイラスト、文字イラスト、 図等は、警察庁の係員の点検を受けた後、制作に使用するものとする。

イ 説明文の内容、動画及びマンガのシナリオ等は警察庁の承認を得て決定する。

ウ 録音は、必要な設備が整った録音所を使用して行うものとし、解説(ナレ

- ーション、会話)、効果音、音楽等は明瞭に入れる。
- エ撮影、アニメーションは、シナリオにより実施する。
- オ コンテンツの変更、追加等がしやすい構成とする。
- カ PC版の内容をわかりやすくまとめ、スマートフォン版 (アプリ機能も可) を制作し、スマートフォンでも容易に閲覧可能なものとする。
- キ 本ポータルサイトの制作に際し、内容の充実に資すると認められる場合に は、警察庁において保有する資料等について提供及び使用も可能である。

## 第4 納品

- 1 納品期限
- (1) ポスター納品期限 令和3年9月13日(月)
- (2) ポスター以外の納品期限 令和3年10月8日(金)
- 2 納品場所
- (1) 警察庁分(ポータルサイト、パンフレット、リーフレット、ポスター) 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館18階 警察庁生活安全局生活安全企画課執務室
- (2) 警視庁及び道府県警察分 (パンフレット、リーフレット、ポスター)

## ア 警視庁分

東京都千代田区神田錦町3-3-2

警視庁神田警察署5階人身安全関連事案総合対策本部

イ 警視庁以外の道府県警察

東京都墨田区江東橋5-7-10

朝日梱包株式会社

3 納品場所ごとの数量 (パンフレット、リーフレット、ポスター)

配布内訳					
	生徒対象啓発用	被害者対象情報	啓発	広報啓発用	
	パンフレット	リーフレット	リーフレット	ポスター	
警察庁	200	200	200	400	
警視庁	39,300	29,200	9,550	6,900	
朝日梱包	357,500	565,600	89,250	63,800	
合計	397,000	595,000	99,000	71,100	

## 第5 その他

- 1 決定した企画案については、必要に応じて修正を加える場合がある。
- 2 本仕様書に疑義が生じた場合は、警察庁と協議して決定すること。また、本仕 様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項については、警察庁と 協議して行うこと。

- 3 本件で制作したポスター・リーフレット・ポータルサイト、ポスター・リーフレット・ポータルサイトデザインの電子データ及び本件ポスター・リーフレット・ポータルサイトの制作に当たり作成された新規のキャラクター(キャラクターのデザイン、名前、説明資料その他付属資料の一切を含む。)の財産権、利用権、商標権及び著作権(掲示、頒布、貸与、複製、公衆通信及び二次利用権を含む。)その他一切の権利は、全て警察庁に帰属し、警察庁が承認した場合を除き、他に公開、利用してはならず、本データの内容等は、警察庁においてインターネット上の配信や複製、引用等して利用できるものとする。
- 4 成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- 5 モデルとして芸能人等の著名人を使用した場合、出演者に係る肖像権について、 使用期限を定めないこと。
- 6 成果物に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないよう保障すること。

なお、万一、その所有者との間で紛争が生じた場合、受託者の責任と費用負担 においてこれを解決するものとする。

7 制作に使用した編集用ソフト形式のデータ、当該データを基に解像度を落とさずに作成した画像データ (PNG及びPDF)、ウェブサイト掲載用に解像度を落としてファイルサイズを縮小した画像データ (PNG及びPDF形式)を作成し、警察庁に提出するものとする。

なお、各データについては、前記第4の納期に関わらず、校正及び警察庁の確認が終了してデザインが完成した時点で直ちに警察庁に提出するものとし、警察庁及び都道府県警察等はこれをウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体での公開や、印刷しての配布・掲示など、ポスター及びリーフレット納品前に活用することができるものとする。

- 8 納品にあっては、警察庁及び都道府県警察ごとに部数を梱包し、送付先(担当課名まで記載)を表示すること。
- 9 搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの 車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可 を得ること。
- 10 納品作業に当たり、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないよう必要な措置を行うこと。請負業者の責めに帰すべき理由により、施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負業者の責任と負担において現状に復すこと。
- 11 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定等、提案書等に記載した事項について、認定の取消し等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに警察庁担当係官へ届け出るものとする。
- 12 不明な点については、警察庁担当係官に問合せ、その指示に従うこと。

以上

# 別添1

## パンフレット、リーフレット概要

- 1 「生徒対象啓発用パンフレット」について、警察庁が保有しているデータを以下 の内容を取り入れてデザインを刷新し、カラー印刷で冊子(A5版)として製版す ること。
- (1) ページデザイン

ア 本パンフレットを見た者が、どのような行為がストーカー行為に該当するの か一目で分かるようなデザインにするとともに、ストーカー行為が、次第にエ スカレートして重大事件に発展するおそれのある行為であることを周知するデ ザインとすること。

イ 本パンフレットを見た者が、相談先については警察署をはじめとして、公的 な相談窓口があることを一目で分かるような内容とすること。

ウ 下記(2)~(6)に示す内容を全て記載した内容とすること。

(2) ストーカー事案をめぐる情勢

ア ストーカー事案の状況

警察におけるストーカー事案の認知件数は、20,189件(令和2年)。

なお、平成12年からの棒グラフを作成し、件数の推移が分かりやすいデザインとする。

平成12年からの認知件数については、警察庁ホームページを参考とすること。 URL: <a href="https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html">https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html</a> イ ストーカー事案の年齢層

(ア) 被害者の年齢(令和2年)

被害者の45.0%が10歳代、20歳代であり、若年層に被害が多いことを示す こと。

円グラフの内訳は、10歳代:10.3%、20歳代:34.7%、30歳代:23.6%、40歳代:18.6%、50歳代:8.4%、60歳代:2.7%、70歳以上:1.7%、年齢不詳:0.1%とし、記載順に円グラフを作成する。

(イ) 行為者の年齢(令和2年)

行為者の22.5%が10歳代、20歳代であることを示すこと。

円グラフの内訳は、10歳代:4.0%、20歳代:18.5%、30歳代:18.8%、4 0歳代:19.4%、50歳代:12.8%、60歳代:6.8%、70歳以上:4.8%、年齢不 詳:14.9%とし、記載順に円グラフを作成する。

ウ ストーカー被害者と行為者の関係(令和2年)

40.8%が交際相手(元含む)、12.6%が知人友人であることを示すこと。

円グラフの内訳は、配偶者(内縁・元含む):7.4%、交際相手(元含む):4 0.8%、知人友人:12.6%、勤務先同僚・職場関係:12.1%、面識なし:7.8%、 その他:8.3%、関係(行為者)不明:9.1%、密接関係者:1.8%とし、記載 した順に円グラフを作成する。 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験のある人は、女性10.7%、 男性4.0%であり、そのうち、命の危険を感じたことがある人は、女性25.4%、 男性19.7%であることを示すこと。

欄外調査名は「男女間における暴力に関する調査(令和2年度)」(内閣府)と記載すること。

(3) Part 2 ストーカーとは?

別紙1-1の記載事項を以下のように変更し、デザインを刷新する。

ア 吹き出し箇所の記載について

吹き出し内の記述について、「ストーカーとは、『つきまとい行為』や『位置情報無承諾取得等』などを繰り返し行うことで、ストーカー規制法という法律で規制されているんだよ。『つきまとい行為』や『位置情報無承諾取得等』には、どんなものがあるのか、知ってる?ここでは、ストーカー規制法におけるつきまとい行為等の例を具体的に見ていこうね。身近に起きていることが、ストーカー行為に該当するかもしれないよ。」とする。

イ ストーカー規制法におけるつきまとい行為の例

- (ア) 「ストーカー規制法におけるつきまとい行為の例」とあるのを「ストーカー規制法におけるつきまとい行為等の例」とする。
- (イ) ストーカー規制法におけるつきまとい行為等の例として、新たに「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」及び「GPS機器を取り付ける行為等」を追加する。

「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」の例として「アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンの位置情報を知られる。等」を、「GPS機器を取り付ける行為等」の例として「あなたの車にGPS機器を取り付けられる。等」を追加する。

また、「無言電話、連続した電話・FAX・メール・SNSのメッセージ等」とあるのを、「無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNSのメッセージ等」とする。

- (ウ) 「これらの8つの行為をくりかえしてすることを「ストーカー行為」と言います。」を「これらの10の行為を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と言います。」とする。
- (エ) 法律違反の例として、「脅迫」の例を「元交際相手から「よりを戻さないとどうなるか、分かるだろうな。」と言われた。」とする。また、「強要」の例を「元交際相手から「会わないと恥ずかしい写真をばらまく。」と脅され、会うことを強要された。」とし、それぞれの例文を1行で記載することとする。
- (4) ストーカーの具体的事例

ストーカーの具体的事例について、見開き1頁の漫画形式で、相談等件数の多い3事例を記載する。内容については、警察庁担当者と連絡、打ち合わせの上決定すること。

(5) ストーカー被害に遭わないために 別紙1-2のように、ストーカー被害に遭わないための注意事項等を記載する。 (6) 公的相談窓口

別紙1-3のように、公的な相談窓口及び同窓口の説明を記載する。

- 2 警察庁で保有している「被害者対象情報リーフレット」の電子データについて、 別紙1-4の内容を次の内容に修正した上、デザインを変更する。カラー印刷で中 とじ(A5版)とし、デザインについては、ストーカー行為を強調するようにし、 「被害を未然に防ぐために」、「被害を拡大させないために」、「これだけはやってお こう」については別紙1-4のように、読む者の印象に残るように記載すること。
- (1) ストーカー行為とは?

見出しの「ストーカー行為とは?」中に記載されている「同じ人に対してこれらの8つの行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。」と記載されているところを「同じ人に対してこれらの10の行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。」とする。

(2) 例として挙げられている行為内容に、新たに「GPS機器を使って位置情報を 取得する行為」及び「GPS機器を取り付ける行為等」を追加する。

「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」の例として「アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンの位置情報を知られる。等」を、「GPS機器を取り付ける行為等」の例として「あなたの車にGPS機器を取り付けられる。等」を追加する。

- 3 警察庁で保有している「啓発リーフレット」の電子データについて、別紙1-5 の内容を次の内容に修正した上、デザインを変更する。カラー印刷で中とじ(A5版)とし、デザインについては、ストーカー行為を強調するようにし、(1)及び(2)以外の記載については、別紙1-5を参考としつつ、読む者の印象に残るように記載すること。
- (1) ストーカー行為とは?

見出しの「ストーカー行為とは?」中に記載されている「同じ人に対してこれらの8つの行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。」と記載されているところを「同じ人に対してこれらの10の行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。」とする。

(2) 例として挙げられている行為内容に、新たに「GPS機器を使って位置情報を 取得する行為」及び「GPS機器を取り付ける行為等」を追加する。

「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」の例として「アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンの位置情報を知られる。等」を、「GPS機器を取り付ける行為等」の例として「あなたの車にGPS機器を取り付けられる。等」を追加する。

以上

## ポスターへの記載内容

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布された。
- 2 新たに「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」及び「GPS機器を取り 付ける行為等」が規制対象行為となる。

例:あなたの自動車にひそかにGPS機器を取り付ける 取り付けたGPS機器の位置情報をひそかに取得する これらの行為の規制は、令和3年8月26日より施行される。

3 新たに実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行 為が規制対象行為になる。

例:あなたがたまたま立ち寄っていた店舗等 これらの行為の規制は、令和3年6月15日から施行されている。

- 4 2、3に該当する行為は、警告・禁止命令等の対象となる。 反復して行った場合は、ストーカー行為罪の対象となる。 ストーカー行為は、次第にエスカレートして、凶悪な犯罪に発展するおそれのあ る行為である。
- 5 警察に対し、被害の申告、援助の申出等の相談ができる。 緊急時には、110番通報すること。

## ポータルサイト概要

1 既存の情報発信ポータルサイト

Cafe Mizen [https://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html]

を、掲載事項は同一としつつ、以下の内容を取り入れてデザインを刷新すること。

(1) ポータルサイトデザイン

ア 本サイトを見た者が、どのような行為がストーカー行為に該当するのか一目 で分かるようなデザインにするとともに、被害の未然防止を図れるようデザインすること。

イ 本サイトを見た者が、相談先については警察署をはじめとして、公的な相談 窓口があることを一目で分かるような内容とすること。

ウ 下記(2)~(4)に示す内容を全て記載した内容とすること。

(2) 項目「ストーカーとは?」

別紙2-1の記載事項を以下のように変更し、デザインを刷新する。

○ ストーカー規制法におけるつきまとい行為の例

ア ストーカー規制法におけるつきまとい行為の例として、新たに「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」及び「GPS機器を取り付ける行為等」 を追加する。

「GPS機器を使って位置情報を取得する行為」の例として「アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンの位置情報を知られる。等」を、「GPS機器を取り付ける行為等」の例として「あなたの車にGPS機器を取り付けられる。等」を追加する。

また、「無言電話、連続した電話・FAX・メール・SNSのメッセージ等」とあるのを、「無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNSのメッセージ等」とする。

イ 「これらの8つの行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。」を「これらの10の行為を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と言います。」とする。

(3) 項目「具体的なケース紹介」

別紙2-2のとおり、「脅迫メールが届いた」の例を「元交際相手から「よりを戻さないとどうなるか、分かるだろうな。」という内容の脅迫メールが送られてきた。」とする。

(4) 項目「アニメでわかるストーカー動画」

別紙2-3のストーカーの具体的事例については、相談等件数の多い3事例を 掲載する。内容については、警察庁担当者と連絡、打ち合わせの上決定すること。

2 デザインは、被害者対象情報リーフレットと類似性を保つこと。

	印刷物仕様書		
発注局課	生活安全局生活安全企画課 担 当 者 若林 TEL 3059		
品目	生徒対象啓発用パンフレット		
数量	397,000部 納入期限 令和3年10月8日		
仕上規格	A 3 · A 4 · A 5 · B 4 · B 5 · B 6 · その他 ( )		
校 正	受注者責任校正 · 発注課校正		
	書 籍 類 ・ ポスター ・ 帳 票 類 ・ その他		
印刷の種類	写真印刷・新規打直 FD渡し 有・無		
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー		
写 真	有・無無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製 本	無線とじ ・ 針金とじ (平とじ・中とじ) ・ そ の 他 ( )		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング		
その他	<ul> <li>・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うことし、背景色、文字色、書体、文字の大きさ及び文字間等については、担当者と協議の上、決定すること。</li> <li>・仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。</li> <li>・見積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</li> <li>・見積書・納品書に、使用する用紙の種類及び規格を付記すること。</li> <li>・搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。</li> </ul>		

用紙の規格							
表	紙	上質紙	kg	•	その他	(コート紙)	46.5kg
		上質紙	kg	•	その他	(コート紙)	46.5kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
本	文	上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	٠	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
見	返し	上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
ح	びら	上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
そ	の他	上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
		上質紙	kg	•	その他	( )	kg
共通	鱼 事項	・環境物品等の調達のものであること。	推進に関	<del>ਾ</del> ਰ - ?	る基本方針	十に基づく判断	「基準を満たす

	印刷物仕様書	
発注局課	生活安全局生活安全企画課 担 当 者 若林 TEL 3059	
品目	被害者対象情報リーフレット	
数量	595,000部 納入期限 令和3年10月8日	
仕上規格	A 3 · A 4 · A 5 B 4 · B 5 · B 6 · その他	
校 正	受注者責任校正 · 発注課校正	
	書 籍 類 ・ ポスター ・ 帳 票 類 ・ その他	
印刷の種類	写真印刷・ 新規打直 FD渡し 有・ 無	
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー	
写 真	有・無	
用紙の規格	別紙のとおり	
製 本	無線とじ・針金とじ(平とじ・中とじ)・その他(A4二つ折り)	
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング	
その他	<ul> <li>・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うことし、背景色、 文字色、書体、文字の大きさ及び文字間等については、担当者と協議 の上、決定すること。</li> <li>・仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。</li> <li>・見積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはてきない。</li> <li>・見積書・納品書に、使用する用紙の種類及び規格を付記すること。</li> <li>・搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。</li> </ul>	

### 用紙の規格 その他(コート紙) 表 紙 上質紙 46.5kg 上質紙 ) ・ その他( kg kg kg · その他 ( 上質紙 ) kg 上質紙 その他( ) 本 文 kg • kg 上質紙 その他( ) kg kg 上質紙 その他( kg ) 上質紙 その他( ) kg kg 見返し 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 kg · その他( ) kg とびら 上質紙 その他( kg • kg 上質紙 その他( kg · ) kg · その他 ( ) 上質紙 kg その他( 上質紙 ) kg · kg その他 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 kg · その他 ( ) ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく判断基準を満たす ものであること。 共通 事項

	印刷物仕様書
発注局課	生活安全局生活安全企画課 担 当 者 若林 TEL 3059
品目	啓発リーフレット
数量	99,000部 納入期限 令和3年10月8日
仕上規格	A 3 · A 4 (A 5) · B 4 · B 5 · B 6 · その他
校 正	受注者責任校正 ・ 発注課校正
	書 籍 類 ・ ポスター ・ 帳 票 類 ・ その他
印刷の種類	写真印刷 新規打直 FD渡し 有 ・ 無
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー
写 真	有・無無
用紙の規格	別紙のとおり
製本	無線とじ・針金とじ(平とじ・中とじ)・その他(A4二つ折り)
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング
その他	<ul> <li>・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うことし、背景色、文字色、書体、文字の大きさ及び文字間等については、担当者と協議の上、決定すること。</li> <li>・仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。</li> <li>・見積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</li> <li>・見積書・納品書に、使用する用紙の種類及び規格を付記すること。</li> <li>・搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。</li> </ul>

### 用紙の規格 その他(コート紙) 表 紙 上質紙 46.5kg 上質紙 ) ・ その他( kg kg kg · その他 ( 上質紙 ) kg 上質紙 その他( ) 本 文 kg • kg 上質紙 その他( ) kg kg 上質紙 その他( kg ) 上質紙 その他( ) kg kg 見返し 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 kg · その他( ) kg とびら 上質紙 その他( kg • kg 上質紙 その他( kg · ) kg · その他 ( ) 上質紙 kg その他( 上質紙 ) kg · kg その他 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 kg · その他 ( ) ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく判断基準を満たす ものであること。 共通 事項

	印刷物仕様書
発注局課	生活安全局生活安全企画課 担 当 者 若林 TEL 3059
品目	広報啓発用ポスター
数量	71,100部 納入期限 令和3年9月13日
仕上規格	A 3 · A 4 · A 5 · B 4 · B 5 · B 6 その他(A 2)
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正
	書 籍 類 ・ ポスター ・ 帳 票 類 ・ その他
印刷の種類	写真印刷・ 新規打直 FD渡し 有・ 無
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー
写 真	有・無無
用紙の規格	別紙のとおり
製本	無線とじ ・針金とじ(平とじ・中とじ) ・そ の 他(A4二つ折り)
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング
その他	<ul> <li>・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うことし、背景色、文字色、書体、文字の大きさ及び文字間等については、担当者と協議の上、決定すること。</li> <li>・仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。</li> <li>・見積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</li> <li>・見積書・納品書に、使用する用紙の種類及び規格を付記すること。</li> <li>・搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。</li> </ul>

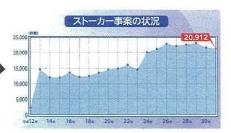
### 用紙の規格 その他(コート紙) 表 紙 上質紙 ) 菊判76.5kg 上質紙 kg · その他 ( ) kg kg · その他 ( 上質紙 ) kg 上質紙 その他( ) 本 文 kg • kg 上質紙 その他( ) kg • kg 上質紙 ・ その他( kg ) 上質紙 その他( kg ) kg 見返し 上質紙 kg · その他 ( ) kg 上質紙 kg • その他( ) kg とびら 上質紙 kg · その他 ( kg 上質紙 kg · その他 ( ) kg · その他 ( ) 上質紙 kg 上質紙 その他( ) kg • kg その他 上質紙 その他( ) kg · kg 上質紙 その他( ) kg • kg 上質紙 kg · その他 ( ) ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく判断基準を満たす ものであること。 共通 事項

# 別紙 1 —

# ストーカー事案をめぐる情勢

・ストーカー事案の状況

警察におけるストーカー事案の 認知件数は 2万912件(令和元年)



・ストーカー事案の年齢層について



(令和元年)

行為者の年齢 年齡不詳 14.8 50歲代 30##

(令和元年)

・ストーカー被害者と 行為者の関係は?



42.6%か 12.4%が 特定の異性からの執拗な つきまとい等の被害経験のある人は… 女性 男性

行為者の

23.0%が

10歳代

20歳代

そのうち、命の危険を 感じたことがある人は…

「男女間における暴力に関する調査 (平成29年度)」(内閣府)





**嚴初はつきまといなど、大したことのないように感じる行為でも、突然、傷害や放火、** 殺人などの大きな被害に発展することがあるんだよ。

その矛先は、当事者だけではなく、その親族や知人などにも向けられ、危害を加えら

加害者は被害者に対し、とても強い執着心や支配する意識をもっていたり、人の目を気 にせず、人に注意されてもかまわず、大胆な犯行に及ぶことがあるから、注意が必要よ。

# Part.2 ストーカーとは?



ストーカーとは、「つきまとい行為」などを繰り返し行うことで、ストーカー規制法という 法律で規制されているんだよ。

"つきまとい行為"には、どんなものがあるのか、知ってる? ここでは、ストーカー規制法におけるつきまといなどの行為の例を具体的に見ていこう ね。身近に起きていることが、ストーカー行為に該当するかもしれないよ。

## ストーカー規制法におけるつきまとい行為の例

## つきまとい、待ち伏せ、見張り、 押しかけ、うろつき

(例) 通勤・通学途中などあなたの行く先々で 待ち伏せされる。自宅付近をうろつかれる。等

## 面会、交際、義務のない ことを行うことの要求

(例) 拒否しているにもかかわらず、面会や交際、 復縁を求めてくる。等

### 無言電話、連続した電話・FAX・ メール・SNS のメッセージ等

(例) 拒否しているにもかかわらず、携帯電話や 自宅、会社に何度も電話をかけてくる。等

## 名誉を害する事項を伝える行為

(例) あなたの名誉を傷つけるような文章などを インターネットに掲載される。等

## 監視していると伝える行為

(例) 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメール をしてくる。等

## 著しく粗野または乱暴な言動

(例) 大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を 浴びせられる。等

## 汚物等の送付

(例) 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を 与えるものを自宅や職場に送りつけられる。等

## 性的羞恥心を害する事項を 伝える行為

(例) わいせつな写真などを送りつけられたり、 インターネットに掲載される。等

# これらの8つの行為をくりかえしてすることを「ストーカー行為」と言います。

### 他にも、様々な行為が 法律によって規制されています。

# 法律違反の一例

暴行	例 元交際相手から逃げようとしたところ、腕を強く引っ張られた。
傷害 例 元交際相手に殴られてあざができた。	
脅迫	<ul><li>例 元交際相手から「よりを戻してくれないと、後からどうなるかわかっている だろうな。」と言われた。</li></ul>
強要	<ul><li>⑦ 元交際相手から「会ってくれないと恥ずかしい写真をばらまく。」と 脅され、会うことを要求された。</li></ul>
器物損壊	例 元交際相手に自転車を壊された。
住居侵入	例 元交際相手が勝手に家の中に入っていた。
窃盗	例 郵便ポストから自分宛の郵便物を盗まれた。

# 別紙1-2

# Part.4 被害者にも加害者にもならないために



今、10代から20代のストーカー被害者や加害者が増えているんだよ。 そこには、若い世代であればあるほど相談先や対処方法が分からない という事情もあるらしいの。

そこで、ここではストーカーの被害者にも加害者にもならないためには どうすればいいのか、見ていくことにしようね。

# 被害者にならないために

過去を知りたがる。嫉妬する。束縛する。自分本位。…楽しくない。

過剰な自信家、または逆に卑屈。…相手をしているのに疲れる。

その結果、相手を尊敬できず、交際することへの不安が生じる。

これらが相手を見極めるボイントです。

ストーカーの被害者にならないために、いやだと思うことは無理して受け入れる必要はありません。

いやだと思うことは、あいまいな言葉ではなく、きっぱりと断りましょう。

# 加害者にならないために

加害者にならないためには、自分がすることや言うことで相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えるようにしましょう。また、どんな理由があっても、暴力を振るうことは許されないということを理解し、力でどうにかしようとしないことです。

# インターネットの適切な利用

一度インターネット上に流出した情報や画像などは、完全に回収したり消したりすることはほぼ不可能と言われています。また、インターネット上では、他人になりすますことも簡単で、平気で嘘もつけます。知り合った相手が本当は誰なのかはわかりません。

プログやSNSなどに安易に名前や住所などの個人情報を掲載したり、教えたりしないようにしましょう。自分の顔写真や学校名等をインターネット上に出すことで、あなたがどこで何をしているのか、多くの人に知られてしまうことに気をつけましょう。

また、どんなに相手を好きになっても、どんなに頼まれても、裸の写真などを送ったり撮らせたりしないようにしましょう。



# Part.5 ストーカー被害に遭いそうになったら

# 1 自分の意思を持つ

例えば、自分ではもう会わない、連絡しないと決意した場合には、相手に誘われて会いに行ったりしないようにしましょう。相手には、あなたの気持ちをはっきりと伝えましょう。

# ② 周囲の人たちに協力依頼や相談をする

恥ずかしい、人に知られたくない、という気持ちがあるかもしれませんが、怖い思いをしたり、不安を感じることがあったら、本当に危ない目に遭う前に、取り返しがつかなくなる前に、できるだけ早く、学校、警察等に相談しましょう。自分ひとりでなんとかしようとせずに、家族等の周りの人にも助けてもらいましょう。

相手と物の貸し借りがあるなど、話し合いをしなければならない場合には、間に入ってもらいましょう。相手の行動がエスカレートして、家族や友達など、周りの人にも危害を加えられたりすることもあります。 ※相談窓口は次のページに記載してあります。

# 3 記録しておく

何が起こったのか、相手にされたこと、相手の行動等を記録しておきましょう。例えば、相手が押しかけてきた、電話がかかってきた、暴行を受けた、などの日付や時間、場所、内容等を記録しておきましょう。

また、電話の着信履歴、メールの受信履歴やその内容は消去せず保存しておきましょう。サイトの書き込み等の画面を保存したり印字しておきましょう。

相手の行為を撮影、録音しておくことも記録の1つの方法です。怪我をさせられたら怪我の状況を、物を壊されたら損壊状況を、撮影しておくようにします。怪我をさせられた場合は、病院で診察を受けて診断書をもらうようにしましょう。

# 4 避難することも考える

相手が自宅に押しかけてきたりする場合は、家族と相談したり、相談窓口等に連絡して、相手が知らない場所に避難することも検討しましょう。

# ⑤ ネット上の情報の削除依頼をする

個人情報やプライベートな画像をインターネット上に載せられたら、警察や先生、親などに相談して、サイトなどの管理者に削除の依頼をしましょう。

# 一人で悩まず、早めに相談しましょう。 <u>友達が困っていたら、相談をすすめましょう</u>。

まずは家族や友達等の身近な人、学校の先生等に相談してみましょう。

# 公的な相談窓口としては、下記があります。

# 最寄りの警察

被害の申告、援助の申出等 〈緊急時〉 110番通報 〈その他〉

最寄りの警察署、警察相談専用電話 #9110

都道府県警察ホームページ等の一覧はこちら https://www.npa.go.jp/link/index.html

# 婦人相談所

女性の様々な問題に対する相談、保護等の専門的支援

# 配偶者暴力相談支援センター

相談、カウンセリング、一時保護等の情報提供、 自立支援のための情報提供等

# 男女共同参画センター

女性が抱える問題全般の情報提供、相談等

# ↑ ストーカー行為とは? 同じ人に対してこれらの8つの行為を繰り返して することを「ストーカー行為」と規定しています。

例として挙げる行為の内容は、あくまで一例です。

### つきまとい、 待ち伏せ、押しかけ、 うろつき

無言電話、連続した

電話・メール・SNSの

メッセージ等

に何度も電話・メ**ー**ル・

# 汚物などの送付

Jや電話で告げられる。

汚物や動物の死体など不 快感や嫌悪感を与えるも のを自宅や職場に送りつ

## 監視していると 告げる

拒否しているのに面会や 交際、復縁を求められる。 贈り物を受け取るように 要求される。

## 著しく粗野又は 乱暴な言動

# 名誉を傷つける

面会、

交際等の要求

あなたの名誉を傷つける 内容を告げられる。また 文章が届いたりインター ネットに掲載される。

# 性的しゅう恥心の

わいせつな写真を送りつ けられる。またインター 猥な言葉を告げられる

# / ヘストーカー被害の例

### Case 1.

### 家を突き止められた!

SNSで知り合った元交際相手に、 教えていないはずの住所を 突き止められ、



### Case2.

### 裸の写真を ネットに流された!

「ヨリを戻さないなら、写真をばらまくぞ」 恥ずかしくて誰にも言えないうちに、昔 ふざけて撮った裸の写真をインターネッ



## 脅迫メールが届いた!

SNSで知り合った元交際相手。 しつこく連絡が来て、無視していたら 住所を調べられ「今から行くから覚悟 しておけ」というメールが。 怖くて眠れない・・・



# 警察におけるストーカー・配偶者暴力事案等への対応

相談者のあなたを、警察を中心とした専門機関がサポートします。

## 刑罰法令に抵触

その他の措置

(暴行・傷害・脅迫・器物損壊・ 住居侵入・名誉毀損等)



するよ!

## ・相手方への指導または警告

- ・一時的な避難等の支援
- 被害防止のための資機材の貸出し
- ・パトロール

# ♥自分たちを守ることを第一に考えましょう



ひとりで悩まず

**く**するんだよ

思わないでね



## 被害を未然に防ぐために



示しましょう

イヤだと思うことを無理に受け入れず、イヤなものはイヤとはっきりと示す 勇気を持ちましょう。難しい場合は、一人で抱え込まず、信頼できる周囲の人に できるだけ早く相談をしましょう。



個人情報管理

スマホのGPS設定をオフにする、SNSやブログの更新を控える、郵便物を捨てる 際はシュレッダーにかけるなど、安易に個人情報を相手に知られることのない ように努めましょう。

# 被害を拡大させないために



警察への相談

警察に相談することで、相手に対して警告や検挙等の対応をとってもらう ことができます。また、警察ではあなたの身を守る方法を教えてくれます。 「元彼、元彼女なんだから、何もそこまで…」と考えるかもしれませんが、 事が大きくなる前に、できるだけ早く相談しましょう。



避難

「逃げたら負け」という考えは間違いです。毅然とした態度をとることももちろん 大事ですが、自宅等に居続けたことで取り返しのつかないことになった事例も多く あります。危険を感じることがあれば、相手が知らない場所や、一時保護施設等に 避難することを考える必要があります。

# これだけはやっておこう!



周りに相談

何かが起きてからでは、遅すぎます。「恥ずかしい」「大げさにしたくない」の考え は不要です。信頼できる家族や友人に相談しましょう。周囲に言いにくければ、 専門機関があなたをサポートします。



証拠を残す

証拠となるメールや写真などは、消さずに保存しておくことが重要です。USB メモリや PC などにバックアップして、いざとなったときの動かぬ証拠にしておき ましょう。記録を残すものとしては、着信履歴もあります。相手がした行為(いつ、 どこで、何をした)ということを記録することも有効な場合があります。



# 別紙1-5

⚠ストーカー行為とは? 同じ人に対してこれらの8つの行為などを繰り返して gacとを「ストーカー行為とはます。

例として挙げる行為の内容は、あくまで一例です。

### つきまとい、 待ち伏せ、押しかけ、 うろつき

話す機会が欲しいので バイト先から出てくる のを待ち伏せ尾行した。 自宅付近をうろついて 見張った。

### 無言電話、連続した 電話・メール・SNSの メッセージ等

毎日、大量のメ**ー**ルを 送ったり電話をかけて、 振り向いてくれるのを 待っている。相手のブログに何度もメッセー

## 監視していると 告げる

元恋人が帰宅するの

## 面会、 交際等の要求

復縁を何度も迫り、 一方的なプレゼントを 無理やり届けた。

# 著しく粗野又は 乱暴な言動

相手が応じてくれない ので、相手の家の前で 大声を出して暴れた。

# 汚物などの送付

汚物や動物の死体など を送りつけることで、 主意をひこうとした。

# 名誉を傷つける

ど、インターネットで実名をあげて書き込ん

# 性的しゅう恥心の

「あいつは○○だ」な ┃相手の裸の写真などを インターネット掲示板に

なるほど、 こういう行為が 当てはまるのか どれも、自分がされたら 嫌な気持ちになるね

# 

別れた恋人が気になって いつもブログ等で 行動を確認してしまう。

Yes/No

4

自分からの連絡を 相手が嫌がるはずが ないと信じている。

Yes / No

7

力づくでも相手に 言うことを聞かせたい

Yes/No

2

1日に何度も 元彼・元彼女にメールや 電話をしてしまう。

Yes/No

自分には別れる理由がなし のに相手から一方的に 別れを告げられた

Yes/No

一つでも

当てはまったら

戸原かも

6

**3** 

相手への感情が

愛情なのか憎しみなのか

時々わからなくなる。

Yes / No

自分たちの復縁を周りが 邪魔しているような気がして 腹が立つ

Yes / No

一度冷静に なるべきだね… 法令違反 重大な結果が発生するのを未然に防ぎ、安全な生活を守るため、 様々な行為が法律によって規制されています。

# 次のような行為は犯罪になります。

- ☆暴行 ☆傷害 ☆住居侵入 ☆名誉毀損 ☆脅迫
- ☆器物損壊 ☆暴力行為等処罰法違反(刃物を示して脅すなど)
- ☆私事性的画像被害防止法違反(いわゆるリベンジポルノ)
- ♠銃刀法違反(刃物の携帯等)
- ☆各都道府県の迷惑防止条例違反(\(\bar{\mathbb{#}}\)がらせ行為等。条例の 名称はそれぞれ異なります。)
- ♠配偶者暴力防止法違反(保護命令違反)



あなたの行為が法令違反に 該当すれば警察は検挙します。

自分の一生を棒に振る 取り返しのつかないことに なってしまうんだよ



なるほど… 自分のことも相手のことも 大切にしないといけないね ストーカー被害を未然に防ぐことを目的とした、警察庁の情報発信ポータルサイトです。

▶スマートフォンサイトはこちら















# ▶ ストーカー規制法が改正されました!

# **♥** ストーカーとは?

# つきまとい、 待ち伏せ、押しかけ、 うろつき

尾行されて つきまとわれる。 行く先々で待ち伏せされる。 自宅などに押しかけられたり見張られる。 自宅付近をうろつかれる。

# 監視していると 告げる

帰宅直後に「おかえりなさい」と電話がくる。あなたの行動・服装をメッセージアブリや電話で告げられる。

# 面会、交際等の要求

拒否しているのに面会や 交際、復縁を求められる。 贈り物を受け取るように 要求される。

# 著しく粗野又は 乱暴な言動

大声で「パカヤロー」などの 粗野な言葉を浴びせられ る。家の前で車のクラクショ ンをうるさく鳴らされる。

# 無言電話、連続した 電話・メール・SNSの メッセージ等

電話をかけてくるが何も 告げない。 拒否しているの に何度も電話・メール・ SNSのメッセージがくる。

# 汚物などの送付

汚物や動物の死体など不 快感や嫌悪感を与えるも のを自宅や職場に送りつ けられる。

# 名誉を傷つける 行為

あなたの名誉を傷つける 内容を告げられる。また 文章が届いたりインター ネットに掲載される。

# 性的しゅう恥心の

わいせつな写真を送りつ けられる。またインター ネットに掲載される。卑 猥な言葉を告げられる。

同じ人に対してこれらの8つの行為を繰り返してすることを「ストーカー行為」と規定しています。 「ストーカー行為」は、懲役や罰金に処せられることもある犯罪です。

# | 具体的なケース紹介

ストーカー行為のほかにも、様々な犯罪被害が発生しています。いくつか例をご紹介します。

# 家を突き止められた!



引っ越し先を教えていないはずなのに、住所を突き止められ押しかけられた。

# 人に見られたくない写真を ネットに流された!



昔ふざけて撮ったプライペートな写真を、 インターネットに流された。

# 脅迫メールが届いた!



「ヨリを戻さないなら酷い目にあわせてやるぞ!」 という内容の脅迫メールが送られてきた。

# 暴力を振るわれた!



暴力が原因で別れた元夫に自宅で待ち伏せされ、 逃げようとしたら腕を強く引っ張られた。

# 物を盗まれた!

郵便ポストから被害者宛の郵便物や、ベランダに 干していた下着を盗まれた。

# 物を壊された!

家の前にとめておいた自転車を壊された。



「元カレだから大丈夫」などと油断していると、 自分や家族が突然重大な被害に遭うかもしれません。 不安を感じたら、まず相談しましょう。





# ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット等 のデザイン変更及び制作

応募資料作成要領

## 1 提案書に係る内容の作成要領及び説明

## (1) 提案書の様式

ア 日本語で作成すること。

- イ 用紙のサイズはA4版を基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、 原則としてA3版にて提案書の中に折り込むこと。
- ウ 提出は紙媒体とともに、電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、 原則として、Word、一太郎、PowerPoint、Excel、PDF形式とする(これにより難い場合は、事前に申し出ること。)。

## (2) 提案書の構成

提案書は、「ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット等のデザイン変更及び制作の業務委託」の仕様書(事業内容)を参考に、以下の表 2 に示す構成に従い作成すること。

表2の構成に従わない提案書及び必須とした項目の記載がない提案書に関しては、 入札適合条件を満たさないと判断することとする。

## 〈表2 提案書の項目及び内容等〉

<u> </u>		7 1 37	
	項目	内 容	必須/任意
0	はじめに	背景、前提、方針等を自由に記載	任意
1	提案内容	実施内容、実施方法等	必須
2	実施体制	実施体制及び有識者候補の人定・役職等	必須
3	実施計画	実施作業内容、実施スケジュール等	必須
4	業務実施スキル	実施組織の過去の実績、財務状況、保有	必須
		する専門知識、ネットワーク等	
		調査メンバーの経歴、専門知識等、保有	
		資格、過去の実績	
5	補足	成果物のイメージ、事例など自由に記載	任意
6	ワーク・ライフ	ワーク・ライフ・バランスを推進する企	任意
	<ul><li>バランスの推進</li></ul>	業として、「女性の職業生活における活躍	
	状況	の推進に関する法律(以下「女性活躍推進	
		法」という)」、「次世代育成支援対策推進	
		法」、「青少年の雇用の促進等に関する法律」	
		その他関係法令に基づく認定を受けた企業、	
		または女性活躍推進法第8条に基づく一般	
		事業主行動計画を策定した企業であること	
		を証明する書類の写し	

## (3) 提案書の提出部数

提案書の提出部数は紙媒体正1部、写9部及び電子媒体1セットとする。

なお、電子媒体はCD-ROMとする。

- (4) 提案書の提出期限及び提出先
  - ア 提出期限日

令和3年8月23日(月)17時(必着)

イ 提出方法

郵送又は持参により以下の提出先まで提出すること。 なお、電子メール等での提出は認めない。

ウ提出先

警察庁生活安全局生活安全企画課人身安全対策第一係 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-3581-0141 内線3059

## 2 留意事項

(1) 提案書について 受理した提案書、その他書類は評価結果にかかわらず返却しない。

(2) 秘密の保持

提案書、その他の書類は、本調達における企画競争落札方式(公募型プロポーザル方式)の評価にのみ使用する。

## (3) その他

ア 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。

- イ 応募者は提案の際、提案内容について、より具体的・客観的な詳細説明を行う ための資料を添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文 と添付資料の対応が分かるようにすること。)。
- ウ 提案書は、カラー、白黒のいずれでも良いが、白黒印刷とした場合は見やすい よう濃淡を調節すること。
- エ 警察庁から連絡が取れるよう、提案書の表紙には連絡先(電話番号、担当者 名及び担当者のメールアドレス)を明記すること。

なお、表紙を除き、提案書(添付資料を含む。)については、応募者が特定されることのないよう応募者名等を明記しないこと。

- オ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、①社名②住所 ③電話番号④質問者名⑤質問に関する文書名及び項⑥質問内容を明記の上、令和 3年8月20日(金)正午までにメールにて、警察庁生活安全局生活安全企画課大 内及び若林宛て(t.ouchi.3s.hs@npa.go.jp, h.wakabayashi.3g.hk@npa.go.jp) に提出すること。
- カ 提案書の様式、構成及び留意事項に従った提案書ではないと警察庁が判断した

場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

- キ 提案書等の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする(審査により選定外となった業者に対しても、経費は一切支出しない。)。
- ク 特許権及び著作権等のあるものを提案書に利用する場合には、事前に承諾を 得ること。

## 審査手順書

## 1. 件名

令和3年度ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット等のデザイン変更及び制作の業務委託

## 2. 審查方式

- ① 審査項目は基礎点と加点の2種類に分け、その合計にて決定する。 ただし、ワーク・ライフ・バランス等推進企業であり認定基準を満たす 場合は企画点へ追加点として配点する。(審査項目の内訳については、下 記「3.① 審査項目」を参照のこと。)
- ② 審査項目の区分が基礎点である項目については、最低限の要求水準を要件として設定する。審査の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点とする。一つでも基礎点に係る要件を充足していないと見なされた場合には、その応募者は不合格とする。
- ③ 審査項目農地に係る要件の評価は、その提案内容に応じて加点する。(具体的な加点に係る要件の評価については、下記「3.② 配点方法」を参照のこと。)

## 3. 審查項目

① 審查項目

本契約における審査項目の内訳は、以下のとおりとする。

※ 詳細については、審査項目を参照のこと。

企画点 = 事業内容及び効果(60点満点)

+実施主体の適格性等(35点満点)

+ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点満点)

## ② 配点方法

「事業内容及び効果」、「実施主体の適格性等」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の加点に係る要件に関しては、提案書の各項目について、7名の委員が次の評価基準に沿って評価し、これに応じて、その合計点を技術点とする。

# ○ 「事業内容及び効果」、「実施主体の適格性等」についての配点

評価ランク	審査基準	項	目 別 得	点
729			配点が 15 点の場合	
S	通常の想定を超える卓越下提案内容である。	20	15	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	12	9	3
В	概ね妥当な内容であると認められる。	6	4	1
С	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0

## ○ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての配点

認定等の区分 ※1	区分別点	
	1段階目 ※2	2
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認	2段階目 ※3	4
定企業	3段階目	5
	行動計画 ※4	1
	くるみん (旧基準)	2
次世代法に基づく認定(くるみん認定企業	<b>※</b> 4	
・プラチナくるみん認定企業)	くるみん (新基準)	3
	<b>※</b> 5	
	プラチナくるみん	4
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール	4	

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合)。
- ※4 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク)
- ※5 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省 令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク

## 審 査 基 準

評価項目 評価基準				配点		
評価項目		評価基準		加点	合計	
1 事業内容及び効果			10	50	60	
事業の目的との整合性	必須	・ 制作の目的との整合性が図られているか。また、仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	5	0	20	
	加点	<ul><li>広報趣旨と広報対象が的確に捉えられているか。</li></ul>	0	15		
妥当性・独創性・訴求力	必須	・ 国の広報事業として妥当な内容であるか。(妥当性)	5	0	40	
	加点	・ 広報内容に創意工夫があるか。(独 創性)	0	20		
		・ 広報内容が国民一般にわかりやすい 内容となっているか。(訴求力)	0	15		
2 実施主体の適格性	等		15	20	35	
実施体制の適格性	必須	・ 制作が遂行可能な人員が確保されて おり、かつ、当庁からの要望等に迅速、 柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5	0	10	
		・ 作業手法、日程等に無理がなく、実 現性があるか。	5	0		
実績の有無	加点	<ul><li>制作に関する知見、ノウハウを有しているか。</li></ul>	0	15	20	
		・ 過去の同種業務の実績はどの程度のものか。	0	5		
経理処理能力の適格性	必須	・ 制作を行う上で適切な財政基盤、一 般的な経理処理能力を有しているか。	5	0	5	
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				加点	合計	
認定等の区分 ※	1	配点基準		5	5	
女性活躍推進法に基づ	く認定	1段階目 ※2	/	2		
(えるぼし認定企業)		2段階目 ※2		4		
		3段階目		5		
		 行動計画 ※3		1	5	
次世代法に基づく認定 「くるみん認定企業 「プラチナくるみん認定企業」		くるみん (旧基準) ※4		2		
		くるみん (新基準) ※5		3		
		プラチナくるみん		4		
若年雇用促進法に基づく		4				
	合	計	25	75	100	

### ○ 審査基準

評価ランク	評価基準		項目別得点		
計価ノング			2	3	
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	15	5	
A	通常の想定される提案としては最適な内容である。	12	9	3	
В	概ね妥当な内容である。	6	4	1	
С	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0	

- ※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足 していない場合は0点とする。
- ※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

  - 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。
    労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
    女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する 労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定し ている場合のみ)。
  - ※4 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規
  - 定による経過措置に基づく認定マーク)
    新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

## 契約書(製造請負)(案)

警察庁(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、

次のとおり製造請負契約を締結する。

1 品 名 ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に係るパンフレット 等のデザイン変更及び制作の業務委託

2 数 量 別添仕様書のとおり

3 仕 様 別添仕様書のとおり

4 契約金額¥ .-

(製造代金) うち消費税額及び地方消費税額¥

消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第 72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

5 単 価 別紙内訳書のとおり

6 納入期限(納期) 別添仕様書のとおり

7 納入場所(納地) 別添仕様書のとおり

8 契約保証金 徴収免除

(目的)

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品(以下単に「物品」という。)を完成させ納入する。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により 設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変 更することができる。

#### (契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約 保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

#### (納入)

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、 甲が検査に合格した物品を受領することにより完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。 ただし、納入場所が地方(本庁以外の機関をいう。)の場合、乙は、甲宛に出荷報告書に 納入場所担当係官が確認した受領書を添付して提出しなければならない。
- 4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

#### (納入検査)

- 第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日のレ日以前に、希望検査日時、 場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り 決めた上、双方立会の上検査を受けなければならない。
- 2 納入する物品は、すべて甲の指示(見本、図面、仕様書等)のとおりであって、甲が 行う検査に合格したものでなければならない。
- 3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

#### (納入計画書の提出)

- 第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書(工程表を含む。)を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

#### (監督官等の派遣)

- 第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官 及び検査官又はその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の 関係場所に派遣するものとする。
- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

#### (官給品の支給及び貸与)

第7条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等(以下「官給品」という。)の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (官給品の保管、引き取り)

- 第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に 提出するものとする。
- 2 乙は、官給品をこの契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。
- 3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等の無いよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を 明らかにしなければならない。
- 5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

## (官給品の返還)

- 第9条 乙は、官給品につき必要が無くなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い 返還書を添えて甲に返還しなければならない。
- 2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

#### (下請負)

- 第10条 乙は、契約物品の製造について、全部若しくは大部分(物品の構造、機能、性能に係る部分)を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に下請負(一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、下請負承認申請書(別紙様式)を下請負開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請負承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を 受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に下請負するときは、下請負した業務に係る下請負者の 行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を下請負するときは、乙がこの契約において遵守することとされて いる事項について、本契約書を準用して下請負者と約定しなければならない。

#### (所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

#### (危険負担)

第12条 物品の納入完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき 事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (不合格品の引取)

- 第13条 乙が、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、 乙は、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項の期限経過後何時でも当該不合格品を他の場所に 移動し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用はすべて乙の負担とする。

#### (遅延賠償金)

- 第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ納入期限後に完納する 見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認める ことができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を 附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行

未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額とする。

### (契約の解除及び違約金)

- 第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を 解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その 期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部 又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
    - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
    - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
  - (3) 乙が第16条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
  - (5) 前各号のほか、乙が民法 (明治29年法律第89号) 第542条第1項又は第2項の各号に 該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、 当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるもの と認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

#### (私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は 一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは同法第198条又

は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第17条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1 項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項 の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金 として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付 命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に おいて、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、 乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基 づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。) を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

- 第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第 17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙 の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領 した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙 の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

- 第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と 分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につきこの 契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

- 第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約保証金の環付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除した場合、又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換に契約保証金を乙に還付しなければならない。

#### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)、又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに 基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。) に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の 対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規 定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、 又は遵守させる義務を負う。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、 譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又は、これに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行 う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42 条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生 じるものとする。

#### (特許権等の紛争解決)

第23条 乙は、物品に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しない ことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合、乙が自己の責任と費用負担に おいてこれを解決するものとし、甲には些かの迷惑もかけないものとする。

#### (保証事項)

第24条 乙は、この契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日より起算して12箇月 以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲 に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

#### (担保責任)

- 第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の 減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに 代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

## (秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、 又は利用してはならない。 (管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の 上解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第30条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、 特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 貝 沼 諭

 $\angle$ 

## 内 訳 書

項	目	数量	単	価	金	額
	小	計				
	消費税及び地方					
	合	計				

#### 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該 当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者(以下「解除対象者」という。)を下請負人(下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受 託者(再受託以降の全ての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約 に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方(以下「下請負人等」という。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第10条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが判明 したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除 させるようにしなければならない。 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力 から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、 これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の 事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 殿

印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の	
住所及び氏名	
T =	
下請負を行う業務	
の範囲	
下請負を必要	
とする理由	
下 請 負 期 間	
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
下 請 負 率	
(全請負に対する下請負の割合)	

- ※ 次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、 提出すること。
- ・下請負の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

\_\_\_\_\_\_

審	査	結	果	承認	非承認
承認と	思 又 に し た	ま非産	路田		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する(承認しない)。

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下請負(再委託)をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 下請負(再委託)の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き
- (2) 下請負(再委託)の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を 行うとともに、親事業者へ報告を行います。

## ※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

# 企画競争に関するアンケート

警察庁	長官官	房会計	課調達	経係	行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

	*今後の業務の改善に生かす目的でお願いる	いするものです。
	提出の内容等により不利な扱いを受ける。	うことはありません。
●調 達 件 名	ストーカー被害防止のための知育・徳育活動等に	に係るパンフレット等のデザイン変更及び制作の業務委託
<b>●</b> 御 社 名	ご担当者名	御連絡先
参加を辞退され	た方	
●企画競争参加	—— 辞退の理由(回答するものに「レ」をf	:付して下さい。複数回答可)
□提案書提出ま	での準備期間が短い(公告から概ね	日間必要)。
□納期、履行期	限が短い (概ね日間必要)。	
□仕様書の一部	について対応できない。又は、御社に	ことって不利な条件である。
具体的にど	こが問題でしたか。	
□業務内容と異	なる内容であった。	-
□情報収集目的	(当初から企画競争に参加する意思はな	はなかった)
□落札できそう	にない(競合他社や価格面から)。	
□その他(今回	の企画競争に関する改善要望等)	

## 企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等